

愛知県立大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、愛知県立大学研究活動の不正行為に関する取扱規程第5条第4項に基づき、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置き、必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する審理をつかさどる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究活動不正防止最高管理責任者
- (2) 研究活動不正防止最高管理責任者補佐
- (3) 研究活動不正防止統括管理責任者
- (4) コンプライアンス推進責任者
- (5) 研究費不正防止管理責任者
- (6) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(議決方法)

第6条 委員会の会議の議事は、出席委員の3分の2以上によって決する。

- 2 会議は、原則として、非公開とする。

(調査委員会)

第7条 委員会の下に調査委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究支援・地域連携課で行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。